様式１６

購入者協定書

（目的）

第１条　甲、乙及び丙（以下「グループ構成員」という。）は、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）が実施する新宝緑地運動公園跡地売却募集への応募（令和６年１１月公表）、購入予定者として決定後の土地売買契約の締結、土地売買代金の支払い、及び本募集において提案した全ての施設（以下「提案施設」という。）の建設・運営を共同して行うことを目的として、グループを結成する。

（代表会社）

第２条　当グループは、甲を代表法人とする。

（代表法人の権限）

第３条　代表法人は、グループ構成員を代表して、組合が行う新宝緑地運動公園跡地売却募集に応募する。

２　代表法人は、土地売買契約の締結、土地売買代金の支払い及び提案施設の建設・運営に関し、当グループを代表して、組合と折衝する権限を有するものとする。

３　他の構成員は、代表法人が組合と折衝した結果に従うものとする。

（グループ構成員の連帯責任）

第４条　グループ構成員は、土地売買契約の締結、土地売買代金の支払い及び提案施設の建設・運営に関し、負担割合に関わらず連帯して責任を負うものとする。

（グループ構成員の敷地の持分の割合及び土地売買代金の負担割合）

第５条　当グループが購入者として決定した結果、組合から買い受けることになる敷地の共有持分の割合は以下の表のとおりとする。また、土地売買代金についての負担割合も同様とする。

|  |  |
| --- | --- |
| グループ構成員 | 土地共有持分の割合 |
| 甲 | （小数点以下1位まで）　％ |
| 乙 | ％ |
| 丙 | ％ |
| 合計 | １００％ |

２　負担割合を変更する場合は、甲乙丙相互に協議したうえ、決定するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第６条　組合の事前承諾がない限り、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡してはならない。

２　前項に定める譲渡は、本協定書の締結日から提案施設の竣工までの期間は、原則これを認めないものとする。

（脱退に対する措置）

第７条　グループ構成員は、組合が承認する場合を除き、土地売買契約の締結、土地売買代金の支払い及び提案施設の建設が完了する日まで、当グループを脱退することができないものとする。

　　２　前項の規定により、グループ構成員が脱退した者がある場合、残存のグループ構成員が、土地売買契約の締結、土地売買代金の支払い及び提案施設の建設・運営に関する未履行の債務について連帯して責任を負うものとする。

（契約不適合責任）

第８条　土地売買契約の締結、土地売買代金の支払い及び提案施設の建設・運営に関して契約不適合があったときは、グループ構成員は連帯して責任を負うものとする。

（協定書の定めのない事項）

第９条　この協定書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙丙相互に協議したうえ、誠実に処理するものとする。

　甲他＿社は、上記のとおり購入協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書＿通を作成し、甲乙丙が各自記名捺印し、各自所持し、１通を組合に提出するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　　　会社名

代表取締役員

乙　　　会社名

代表取締役員

丙　　　会社名

代表取締役員